

国住指第 2352 号

平成 30 年 10 月 17 日

各 位

国土交通省住宅局建築指導課長

免震ダンパー等の品質管理体制に関する実態調査について（依頼）

平素より、建築指導行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

今般、KYB(株)及びカヤバシステムマシナリー(株)が、免震・制振オイルダンパーの性能検査において、検査データを不適切に書き換えて出荷していたことが明らかとなりました。

かかる事案は、建築物の所有者や使用者等に不安を与え、かつ、建築物の安全・安心に対する国民の信頼を揺るがす行為であり、極めて遺憾です。

こうしたことから、この度、建築基準法第 37 条の規定に基づく指定建築材料の認定（以下「大臣認定」という。）を受けている事業者を対象として、下記により免震ダンパーなどの免震材料及び制振ダンパー（以下「免震ダンパー等」という。）の品質管理体制に関する実態調査を実施いたします。

各位におかれましては、国民の生命、健康及び財産の保護を目的とする建築基準法の遵守を図るとともに、国民の不信・不安を払拭するため、ご協力をお願いいたします。

なお、必要に応じ追加的な調査、ヒアリング、品質管理体制の強化等の指導をさせて頂く場合があります。

記

1. 対象となる建築材料

平成 30 年 10 月 16 日時点で、大臣認定を受けている事業者が建築材料として生産する全ての免震ダンパー等（ただし、平成 27 年 3 月 19 日付国住指第 4852 号及び平成 27 年 4 月 15 日付国住指第 224 号において既に調査対象となった大臣認定番号のものを除く。）を対象とします。具体的には別紙 1 を参照ください。

なお、別紙 1 の表は、国土交通省において管理している情報に基づき作成したものです。もし内容に不足や誤りがあれば、各位において追加・訂正をお願いします。

2. 調査の内容・方法

（1）大臣認定不正取得の有無

1. において対象とすることとしている免震ダンパー等のうち大臣認定を受けたものについて、性能評価時に製品の検査データの書き換えを行っていないか、その他不

正により性能評価を受けていないかについて、当時指定性能評価機関へ提出した検査データ等の技術資料と当該検査に係る帳簿等との照合、担当者への聴取等により社内調査を行って下さい。

(2) 大臣認定や顧客との契約内容に適合しない製品の出荷の有無等

1. において対象とすることとしている免震ダンパー等について、製品出荷までの各種製造工程において検査データの書き換えを行っていないか、その他不正により大臣認定や顧客との契約内容に適合しない製品の出荷を行っていないかについて、製品出荷までの各種製造工程における検査データと当該検査に係る帳簿等との照合、担当者への聴取等により社内調査を行って下さい。

さらに、既に全ての免震ダンパー等の製造を終了している場合を除き、現時点で免震ダンパー等を取り扱っている場合には、製品出荷前の性能検査において使用する検査装置の操作盤等において不正な係数の入力や、その他の行為による改ざんのおそれがないかどうか、検査不合格の場合の処置が適切になされているかどうか、さらに、大臣認定を受けたものについては現行の建設省告示第 1446 号に照らした場合に必要な品質管理体制が確保されているかどうかについて、指定性能評価機関による調査を受けて下さい。

なお、国土交通省からは、指定性能評価機関に対し、上記調査に関し協力いただけるよう依頼していることを申し添えます。

3. 報告書の提出

平成 30 年 12 月 21 日までに、別記様式に、2. (2) に関する指定性能評価機関による調査の報告書を添付し、以下の宛先に郵送でご提出いただくとともに、このうち別記様式第二面及び第三面については、郵送でのご提出に加え、電子データにて以下のメールアドレスへ送付いただけますようお願いいたします。

(報告書の提出先)

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省住宅局建築指導課 構造認定係

(別記様式第二面及び第三面の送付先)

国土交通省住宅局建築指導課 構造認定係
hqt-kenshi@ml.mlit.go.jp

4. 問合せ先

代表番号：03-5253-8111（内線：39-577） 夜間直通：03-5253-8513

以上

(発出先)

H. R. D. SINGAPORE PTE LTD
I A U p l u s 株式会社
NTN 精密樹脂株式会社
Shanghai Research Institute of Materials
THK 株式会社
Wuxi FUYO Tech Co., Ltd.
アイディールブレン株式会社
イナバゴム株式会社
エムエム建材株式会社
オイレス工業株式会社
オーケーレックス株式会社
カジマメカトロエンジニアリング株式会社
クロダイト工業株式会社
スターツ CAM 株式会社
セボン株式会社
トキコ株式会社
ニッタ株式会社
パナホーム株式会社
バンドー化学株式会社
ブリヂストンエラストック株式会社
ヨシザワ LA 株式会社
横浜ゴム株式会社
岡部株式会社
株式会社 川金コアテック
株式会社 免制震デバイス
株式会社エー・ユー・アール・アイ建築都市
株式会社エーエス
株式会社セイフティーテクノ
株式会社ダイナミックデザイン
株式会社テクノウェーブ
株式会社ビー・ビー・エム
株式会社フコク東海
株式会社ブリヂストン
株式会社井口機工製作所
株式会社一条工務店
株式会社角田製作所
株式会社構造工学研究所
株式会社高環境エンジニアリング
株式会社森野帆布船具工業所
株式会社神戸製鋼所
株式会社神子島製作所
株式会社神田建築設計事務所
株式会社赤阪鐵工所
株式会社竹中工務店
株式会社特殊構工法計画研究所
株式会社日本産業
株式会社巴コーポレーション
株式会社不二越
光陽精機株式会社
三井住友建設株式会社
三協オイルレス工業株式会社
三菱マテリアル株式会社
三菱重工業株式会社広島製作所
三菱製鋼株式会社
三和テッキ株式会社
市川鉸工業株式会社
鹿島建設株式会社
住友ゴム工業株式会社
住友金属鉱山シボレックス株式会社
住友金属鉱山株式会社
住友理工株式会社
昭和電線ケーブルシステム株式会社
新日鉄住金エンジニアリング株式会社
新日鐵住金株式会社
神鋼鋼線工業株式会社
西武ポリマ化成株式会社
川口金属工業株式会社
川口細巾織物株式会社
双葉株式会社
倉敷化工株式会社
大同メタル工業株式会社
大同精密工業株式会社
大和ハウス工業株式会社
第一カーボン株式会社
中央ビルト工業株式会社
東京ファブリック化工株式会社
東京ファブリック工業株式会社
東洋ゴム化工品株式会社
日鉄住金レールウェイテクノス株式会社
日本ピラー工業株式会社
日本国土開発株式会社
日立オートモティブシステムズ株式会社
不二工業株式会社
扶桑機工株式会社
明友エアマチック株式会社
免震ハウス株式会社
免制震工事株式会社
木村化工機株式会社

(別記様式)

免震ダンパー等の品質管理状況等に関する実態調査報告書

(第一面)

平成 30 年 10 月 17 日付けの通知（国住指第 2352 号）で依頼を受けた免震ダンパー等の品質管理状況等に関する実態調査の結果について報告いたします。この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

国土交通省住宅局建築指導課長 殿

平成 年 月 日

報告者名 _____ 印

担当者氏名	
住所	
電話番号	
E-mail アドレス	

(第二面)

構造方法等の認定を受けた 免震材料の名称	申請者の氏名又は 名称 ^{※1}	申請者の住所 ^{※2}	性能評価機関 の名称	認定番号	認定年 月日	旧認定 番号 ^{※3}	調査の 結果 ^{※4}	使用実 績 ^{※5}	既に製造 終了 ^{※6}

- ① ※1の項については、構造方法等の認定（以下「大臣認定」という。）の認定書に書かれている申請者名（社名・団体名を含む。）を記入してください。
- ② ※2の項については、大臣認定の認定申請書に書かれている申請者の住所を記入してください。
- ③ ※1及び※2の項について、社名、住所等が変更されている場合は、同じ欄の中にかっこ書で現在の社名、住所等を記入してください。
- ④ ※3の項については、免震材料が移行認定の対象となっていた場合のみ記入してください。
- ⑤ ※4の項については、下表に従って数字を記入してください。なお、該当する項目が複数ある場合は、調査の結果欄に複数の番号を併記してください。

「大臣認定不正取得」および「大臣認定や顧客との契約に適合しない製品の出荷等」がないことが確かめられた場合	0
「大臣認定不正取得」が確かめられた場合	1
「大臣認定や顧客との契約に適合しない製品の出荷等（うち、現行の建設省告示第1446号の品質管理体制に関する部分を除く。）」が確かめられた場合	2-1
「大臣認定や顧客との契約に適合しない製品の出荷等」のうち「現行の建設省告示第1446号の品質管理体制が確保されていないこと」が確かめられた場合	2-2
その他の内容で不正が行われていることが確かめられた場合	3
平成27年度の実態調査において既に調査済みの場合	4

- ⑥ ⑤において0又は4以外を選択した場合、別紙（様式自由）を追加して不正の実態について具体的に報告して下さい。
- ⑦ ※5の項については、使用した実績がある場合は「有」、実績がない場合は「無」を記入してください。
- ⑧ ※6の項については、既に製造を終了している場合は「○」を記入してください。
- ⑨ 記入欄が不足する場合には、第二面を適宜追加してください。

(第三面)

制振ダンパーの名称※1	品質管理を行うものの 氏名又は名称※2	品質管理を行うものの 住所※3	調査の 結果※4	使用実 績※5	既に製造 終了※6	認定番号※7	認定年 月日※7	旧認定 番号※7	性能評価機 関の名称※7

① ※1の項については、制振ダンパーとして製造・出荷・販売を行っている製品（過去に製造等していた製品を含む。以下同じ。）の名称を記載してください。

② ※1の項について、一の製品名称で複数の仕様を有する製品については、各仕様毎に記載してください。

③ ※2及び※3の項については、制振ダンパーとして製造・出荷・販売を行っている製品の品質管理を行う主たる事業者の名称・住所を記載してください。

④ ※4の項については、下表に従って数字を記入してください。

「顧客との契約に適合しない製品の出荷がないこと」が確かめられた場合	0
「顧客との契約に適合しない製品の出荷」が確かめられた場合	1
その他の内容で不正が行われていることが確かめられた場合	2

⑤ ④において0以外を選択した場合、別紙（様式自由）を追加して不正の実態について具体的に報告して下さい。

⑥ ※5の項については、使用した実績がある場合は「有」、実績がない場合は「無」を記入してください。

⑦ ※6の項については、既に製造を終了している場合は「○」を記入してください。

⑧ ※7の項については、免震材料として構造方法等の認定を受けた材料を制振ダンパーとして製造・出荷・販売を行っている場合、当該認定に係る情報を記載してください。

⑨ 記入欄が不足する場合には、第三面を適宜追加してください。

平成30年10月31日
住宅局建築指導課

免震ダンパー等の品質管理体制に関する実態調査(社内調査分)の結果について

- 国土交通省では、平成30年10月17日に、「免震ダンパー等の品質管理体制に関する実態調査について(依頼)」(国住指第2352号建築指導課長通知)により、免震材料に関して大臣認定^{※1}を受けている88事業者に対し、免震ダンパー等^{※2}の品質管理体制に関する社内調査を行うとともに、指定性能評価機関による調査を受けることを依頼いたしました。
- このうち、報告期限を前倒し^{※3}して求めていた社内調査の結果について、昨日時点で未報告となっていた残り1社からも不正を行った事実はないとの報告があり、結果として10月16日及び23日に公表した事案^{※4}以外に不正がなされた事実は報告されませんでした。
- 国土交通省は、引き続き、指定性能評価機関による調査を受けた結果を、12月21日までに報告するよう、各事業者に求めてまいります。

※1 多様な建築材料や構造方法等の導入を可能とするため、建築材料や構造方法等について、その性能が建築基準法に適合していることを国土交通大臣が認定する制度。

※2 免震用のオイルダンパー、粘性ダンパー、鋼材ダンパー、鉛ダンパー、摩擦ダンパー、減衰こま、積層ゴム及びすべり支承、並びに制振ダンパー

※3 当初、社内調査及び指定性能評価機関による調査の報告期限を12月21日としていたが、光陽精機(株)及び(株)川金コアテックの事案が発覚したことを踏まえ、社内調査分について先週中に前倒しして報告を求めていた。

※4 「KYB(株)及びカヤバシステムマシナリー(株)が製造した免震・制振オイルダンパーの国土交通大臣認定等への不適合」
(平成30年10月16日公表) http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000742.html

「光陽精機(株)が製造し(株)川金コアテックが出荷する免震・制振用ダンパーの試験値書換えについて」
(平成30年10月23日公表) http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000747.html

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 課長補佐 野原 (内線 39-547)
構造・設備係長 中古 (内線 39-577)
電話：03-5253-8111(代表)、03-5253-8513(直通) FAX：03-5253-1630

国住指第2406号
平成30年10月23日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

免震オイルダンパーの大臣認定等不適合事案に係る建築物における
交換工事前の仮使用認定の取扱いについて

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の6第1項第1号の規定に基づく仮使用の認定（以下「仮使用認定」という。）の運用については、「工事中の建築物の安全確保について」（昭和53年11月7日付け建設省住指発第805号）及び「仮使用承認に係る手続の迅速化について」（平成24年3月30日付け国住指第4252号）を示しているところである。

今般の免震オイルダンパーの大臣認定等不適合事案の発生を受け、当該事案に係る建築物については免震オイルダンパーの交換工事が必要となる場合もある。現在工事中の新築建築物について、大臣認定仕様に不適合である免震オイルダンパーが用いられている場合又は大臣認定仕様に適合することが確認できない免震オイルダンパーが用いられている場合には検査済証を交付することができないが、交換工事には一定の時間を要することから、その検査済証の交付前に当該建築物を仮使用認定することにより使用を認めることも考えられる。

このため、下記のとおり、免震オイルダンパーの大臣認定等不適合事案に係る建築物における免震オイルダンパーの交換工事前の仮使用認定の取扱いについて整理したので通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

第1 仮使用認定の事務

建築基準関係規定に適合していない建築物であっても、法第7条の6第1項第1号に規定しているとおり、特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めた場合には、特定行政庁による仮使用認定は可能である。

なお、建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）により創設された指定確認検査機関等による仮使用認定事務については、建築基準法第7条の6第

1項第2号の国土交通大臣が定める基準等を定める件（平成27年国土交通省告示第247号）において、新築の工事に係る建築物の仮使用認定の基準として、当該建築物が建築基準関係規定に適合することを規定している。したがって、免震オイルダンパーの大臣認定等不適合事案に係る建築物については、免震オイルダンパーの交換工事前においては、指定確認検査機関等による仮使用認定ができないことに留意されたい。

第2 仮使用認定に当たっての構造安全性の検証

免震オイルダンパーの大臣認定等不適合事案に係る建築物の構造安全性の確認については、平成30年10月16日、国土交通省より、KYB(株)及びカヤバシステムマシナリー(株)に対して、年内を目途に、対象建築物の設計者等の関係者と協力して、速やかに構造安全性を検証し、第三者機関の確認を受けるよう指示している。仮使用認定に当たっては、構造安全性が検証され、第三者機関の確認を受けた場合には、当面の間、地震時における建築物の構造安全性について安全上の支障がないものとして取り扱って差し支えない。

なお、その他の安全上、防火上及び避難上支障がないことの確認は、通常の仮使用認定と同様の運用によるものとする。

第3 仮使用の期間

本事案に係る仮使用認定に当たっての仮使用の期間については、迅速に免震オイルダンパーの交換工事を進める観点から、工事期間等を勘案し、適切に定めること。

第4 その他の留意事項

(1) 仮使用が不要である建築物について

大臣認定仕様に適合、顧客契約に不適合である免震オイルダンパーが用いられている建築物で、顧客契約に不適合である実況を踏まえた構造計算により安全性が確認された建築物については、完了検査を行ったうえで検査済証の交付が可能であり、仮使用認定は不要である。

(2) 交換用に出荷される製品の品質について

交換用の製品を含め、平成30年9月28日以降にKYB(株)又はカヤバシステムマシナリー(株)から出荷されているダンパーについては、検査データの書き換えがなされないよう、性能確認試験が第三者機関による全数立会のもとで実施されているところである。

仮使用認定について

制度概要

- 「4号建築物以外の建築物」について、「新築」又は「避難施設等の工事を含む増改築等」する場合、検査済証の交付を受けなければ、次の場合を除き、使用できない。(建築基準法第7条の6)
 - (1) 特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたとき
 - (2) 建築主事又は指定確認検査機関が、国交大臣基準に適合していると認めたとき
 - (3) 完了検査の申請受理日等から7日を経過したとき

仮使用認定

(1) 特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたとき

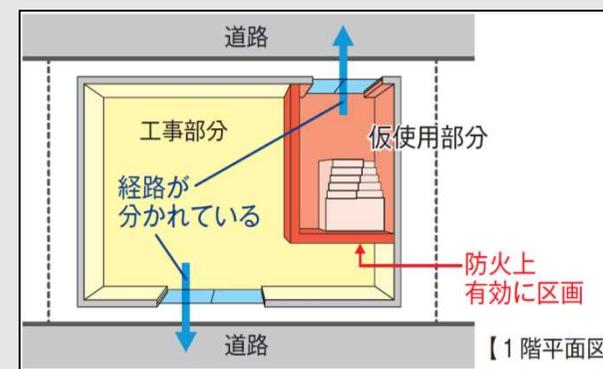
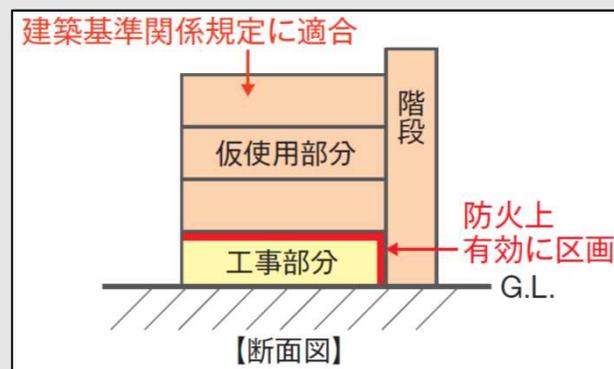
特定行政庁は、国交大臣基準によらず、特別な検証や代替措置の実施内容等を審査することにより、「安全上、防火上及び避難上支障がない」と認めることが可能。

(2) 建築主事又は指定確認検査機関が、国交大臣基準に適合していると認めたとき

国交大臣基準の概要

- ① 工事部分と仮使用部分が防火上有効に区画されていること
- ② 工事中部分を利用する者の経路と、仮使用部分を利用する者の経路が重複しないこと
- ③ 仮使用部分が建築基準関係規定に適合していること

国交大臣基準に適合する事例のイメージ図



事務連絡

平成30年10月29日

各建築設計関係団体等の長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課

KYB(株)及びカヤバシステムマシナリー(株)が製造した免震・制振ダンパー
を用いた建築物の調査における当面の安全性検証の方法について

日頃より、当課の建築指導行政の推進にご理解ご協力賜りありがとうございます。

さて、KYB(株)及びカヤバシステムマシナリー(株)(以下、「同社」という)の免震・制振オイルダンパーの大臣認定等不適合事案の発生を受け、当該事案に係る建築物については、年内を目途に、対象建築物の設計者等の関係者と協力して、速やかに構造安全性検証をし、第三者機関の確認を受けることを国土交通省から同社に指示したところです。

今般、当面の構造安全性検証の方法を別紙のとおり定め、同社に送付しました。今後、同社から、設計者へ検証の依頼がされることとなりますので、貴団体におかれましては下記についてご承知おきいただくとともに、貴団体所属の関係する事業者、団体及び建築士に周知して頂きますようお願い申し上げます。

記

別紙においては、構造再計算の前提条件となるオイルダンパーのデータについて、大臣認定又は顧客契約の内容に不適合なものについては判明している特性値を使用して、また、データを書き換えたかどうかがわからない等により特性値が不明のものについては同タイプのオイルダンパーの判明している特性値を統計処理して得られる値を使用して、同社が、それぞれ物件ごとにデータ資料を作成することとしております。

同社には、別紙に基づきデータ資料を作成し、これを設計事務所等に提供して、検証を進めるよう指示しておりますので、同社から検証作業依頼等があった場合には、建築物の所有者、利用者等の安全安心の確保の観点からご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

カヤバシステムマシナリー(株)が製造した免震ダンパー、制振ダンパー
を用いた建築物の調査における当面の安全性検証の方法について
【免震ダンパーの場合】

標記の安全性検証方法については、以下の通りです。

これらと同等程度に安全性を検証することができる方法を用いる場合を含め検証法について不明の点がありましたら、指定性能評価機関等にもご相談の上、随時、国土交通省住宅局建築指導課までお問い合わせください。

■検証すべきこと

極めて稀に発生する地震(レベル2)に対して倒壊・崩壊しないこと

■前提条件

- ・検証は、ダンパーの減衰係数が最大の場合及び最小の場合の2通りで行う(当初設計において、製造ばらつきにより減衰係数が最大になった場合と最小となった場合の2つのケースを想定して計算することに相当)。
- ・ダンパーの減衰力の特性値(減衰係数 $C1 \cdot C2$)は、個別のダンパーではなく、全てのダンパーが同じ値であると仮定した上での「最大値」、「最小値」を用いることを基本とする。これらの値は次のように定められ、物件ごとにカヤバシステムマシナリー(株)が算出してデータ資料として設計事務所等に提供する。

① ダンパーの特性値が判明しているもの

- a. 「最大値」は、減衰力の特性を表す荷重-速度グラフにおいて、基準値(の荷重-速度グラフ)の減衰係数 $C1 \cdot C2$ をともに一定倍に、リリーフ速度 V_r をそのままにして、各ダンパーの減衰力荷重の全ての実測値((圧縮側+伸び側)/2とする)が上回ることはないように定められる、速度に応じた荷重値*とする。
※ イメージは図1を参照
- b. 「最小値」は、減衰力の特性を表す荷重-速度グラフにおいて、基準値(の荷重-速度グラフ)の減衰係数 $C1 \cdot C2$ をともに一定倍に、リリーフ速度 V_r をそのままにして、各ダンパーの減衰力荷重の全ての実測値((圧縮側+伸び側)/2とする)が下回ることはないように定められる、速度に応じた荷重値*とする。
※ イメージは図1を参照

② ダンパーの特性値がわからないもの

①の a, b に準じて「最大値」、「最小値」を定める。

この場合において、「各ダンパーの減衰力荷重の全ての実測値((圧縮側+伸び側)/2とする)」とあるのは、「特性値が判明している全数の免震ダンパーの個々値(減衰力荷重の実測値)を母集団(圧縮側・伸び側別、速度別)とした場合の平均値及び標準偏差 σ を用い、平均値+ 3σ (「最大値」の場合)、平均値- 3σ (「最小値」の場合)」とする。

- ・製造ばらつき以外の温度変化(及び経年変化)等のばらつきは、当初の設計条件のとおりとする。
- ・免震ダンパー以外の減衰材等については当初設計の値を用いることとするが、個別に検査値がある場合は当該検査値を用いてもよい。
- ・特性値が判明しているダンパーの配置(X方向、Y方向など)が特定できる場合は、当該配置を前提として各方向別にそれぞれ減衰力荷重の検討を行ってよい。
- ・当初設計で考慮されていない特性は考慮しない。
- ・ダンパーの特性値が判明しており、当初設計で検討しているばらつきの範囲におさまる場合は、その時点でクライテリアを満たすこととしてよい。

■検証方法（クライテリア）

（1）時刻歴応答解析により設計されたもの

- ・入力地震動は性能評価業務方法書に定める「極めて稀に発生する地震動」とする。
- ・部材レベルの解析・検討はしなくてよい。

【上部構造】

- ・「層間変形角 1/100 以下」及び「層塑性率 2.0 以下」であることを確認する。

【免震層】（免震ダンパーが設置されているものについてのみ適用する）

- ・「擁壁等の周囲の構造物に衝突しないこと」を確認する。

（2）告示の計算により設計されたもの

【上部構造】

- ・免震層の層せん断力係数 C_{ro} について、当初設計時の値と今回計算した値との比を計算する。
- ・当初設計における部材の検定比の最小値を確認する。なお、検定比は弾性限界まで許容してもよい。
- ・これらを踏まえ、免震層の層せん断力係数 C_{ro} の増加割合が、当初設計における部材の余裕度の範囲に収まっていることを確認する。

【免震層】

- ・「擁壁等の周囲の構造物に衝突しないこと」を確認する。

■その他

以下のものは本検証の対象^{*}としなくてよい。

- ・改修工事にダンパーを用いたもので、建築確認若しくは計画通知にかかる審査を受けていないもの又は耐震改修法に基づく計画認定時に建築主事の同意を得ていないもの

※ まず第一に速やかに実施すべきものを示しているものであり、

- ・対象としなくてよいとした建築物についての本検証
- ・顧客との契約上のクライテリアに対する検証
- ・中地震に対して損傷しないことなど建築基準法の規定に適合することの検証

等は、該当物件に対する不安を払拭する観点からも、所有者等の意向に応じてなされるべきものであるため、念のため申し添える。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課

構造係長 中村 聡宏（内線 39-528）

技術調査係長 高橋 典晃（内線 39-525）

電話：03-5253-8111(代表)、03-5253-8514(直通)

FAX：03-5253-1630

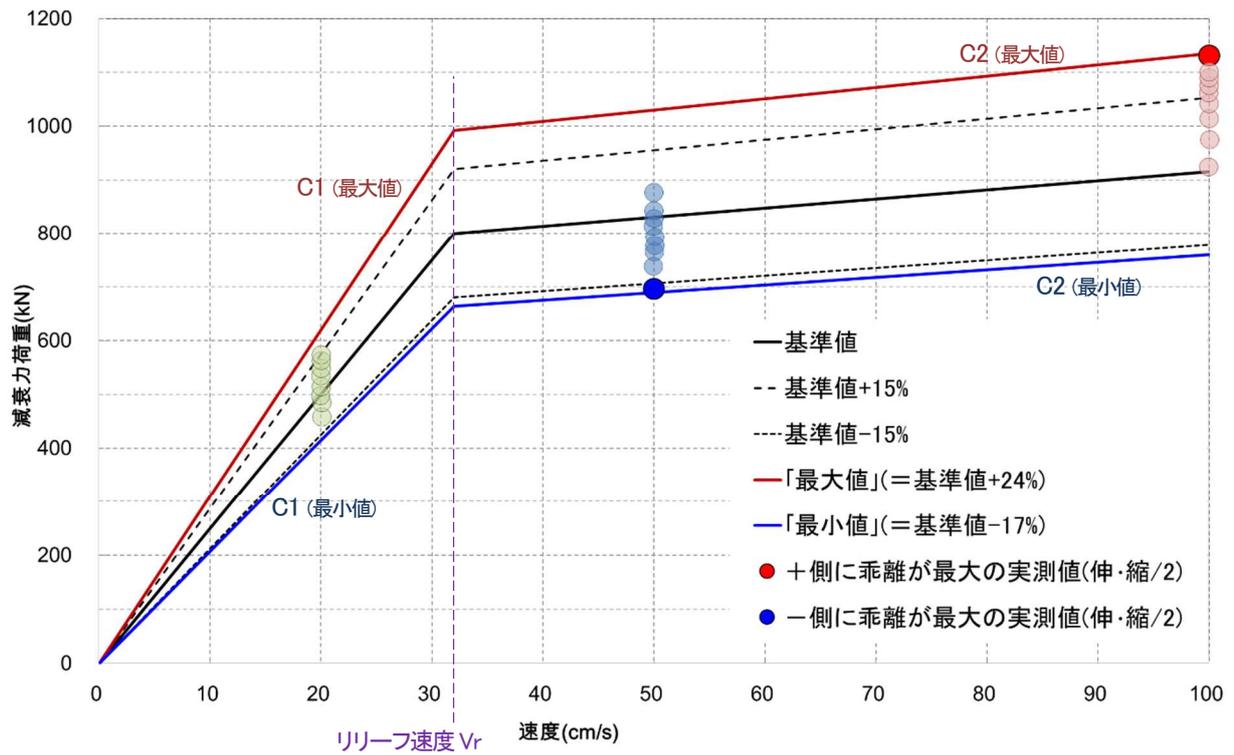


図1. 減衰力の特徴値(荷重-速度グラフ)の例

カヤバシステムマシナリー(株)が製造した免震ダンパー、制振ダンパー
を用いた建築物の調査における当面の安全性検証の方法について

【制振ダンパーの場合】

標記の安全性検証方法については、以下の通りです。

これらと同等程度に安全性を検証することができる方法を用いる場合を含め検証法について不明の点がありましたら、指定性能評価機関等にもご相談の上、随時、国土交通省住宅局建築指導課までお問い合わせください。

■検証すべきこと

極めて稀に発生する地震(レベル2)に対して倒壊・崩壊しないこと

■前提条件

- ・検証は、ダンパーの減衰係数が最大の場合及び最小の場合の2通りで行う(当初設計において、製造ばらつきにより減衰係数が最大になった場合と最小となった場合の2つのケースを想定して計算することに相当)。
- ・ダンパーの減衰力の特性値(減衰係数 C1・C2)は、個別のダンパーではなく、全てのダンパーが同じ値であると仮定した上での「最大値」、「最小値」を用いることを基本とする。これらの値は次のように定められ、物件ごとにカヤバシステムマシナリー(株)が算出してデータ資料として設計事務所等に提供する。

① ダンパーの特性値が判明しているもの

- a. 「最大値」は、減衰力の特性を表す荷重-速度グラフにおいて、基準値(の荷重-速度グラフ)の減衰係数 C1 および C2 をそれぞれ一定倍し、各ダンパーの減衰力荷重の全ての実測値((圧縮側+伸び側)/2とする)が上回ることはないように定められる、速度に応じた荷重値*とする。

※ イメージは図1を参照

- b. 「最小値」は、減衰力の特性を表す荷重-速度グラフにおいて、基準値(の荷重-速度グラフ)の減衰係数 C1 および C2 をそれぞれ一定倍し、各ダンパーの減衰力荷重の全ての実測値((圧縮側+伸び側)/2とする)が下回ることはないように定められる、速度に応じた荷重値*とする。

※ イメージは図1を参照

② ダンパーの特性値がわからないもの

- ① の a, b に準じて「最大値」、「最小値」を定める。

この場合において、「各ダンパーの減衰力荷重の全ての実測値((圧縮側+伸び側)/2とする)」とあるのは、「特性値が判明している全数の制振ダンパーの個々値(減衰力荷重の実測値)を母集団(圧縮側・伸び側別、速度別)とした場合の平均値及び標準偏差 σ を用い、平均値+3 σ (以下、「最大値」の場合)、平均値-3 σ (以下、「最小値」の場合)」とする。

※ただし、標本数の少ないものについては個々値の最大・最小値を考慮

- ・製造ばらつき以外の温度変化(及び経年変化)等のばらつきは、当初の設計条件のとおりとする。
- ・制振ダンパー以外の制振装置等については当初設計の値を用いることとするが、個別に検査値がある場合は当該検査値を用いてもよい。
- ・特性値が判明しているダンパーの配置(X方向、Y方向など)が特定できる場合は、当該配置を前提として各方向別にそれぞれ減衰力荷重の検討を行ってよい。
- ・当初設計で考慮されていない特性は考慮しない。
- ・ダンパーの特性値が判明しており、当初設計で検討しているばらつきの範囲におさまる場合は、その時点でクライテリアを満たすこととしてよい。

■ 検証方法（クライテリア）

○ 時刻歴応答解析により設計されたもの

- ・ 入力地震動は性能評価業務方法書に定める「極めて稀に発生する地震動」とする。
- ・ 部材レベルの解析・検討はしなくてよい。

【上部構造】

- ・ 「層間変形角 1/100 以下」及び「層塑性率 2.0 以下」であることを確認する。

■ その他

以下のものは本検証の対象^{*}としなくてよい。

- ・ 上記(時刻歴)以外の構造計算により建築されたもの(ルート 3 で設計され付加的に制振ダンパーが設置されたものなど)
- ・ 改修工事にダンパーを用いたもので、建築確認若しくは計画通知にかかる審査を受けていないもの又は耐震改修法に基づく計画認定時に建築主事の同意を得ていないもの

※ まず第一に速やかに実施すべきものを示しているものであり、

- ・ 対象としなくてよいとした建築物についての本検証
- ・ 顧客との契約上のクライテリアに対する検証
- ・ 中地震に対して損傷しないことなど建築基準法の規定に適合することの検証

等は、該当物件に対する不安を払拭する観点からも、所有者等の意向に応じてなされるべきものであるので、念のため申し添える。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課

構造係長

中村 聡宏 (内線 39-528)

技術調査係長

高橋 典晃 (内線 39-525)

電話：03-5253-8111(代表)、03-5253-8514(直通)

FAX：03-5253-1630

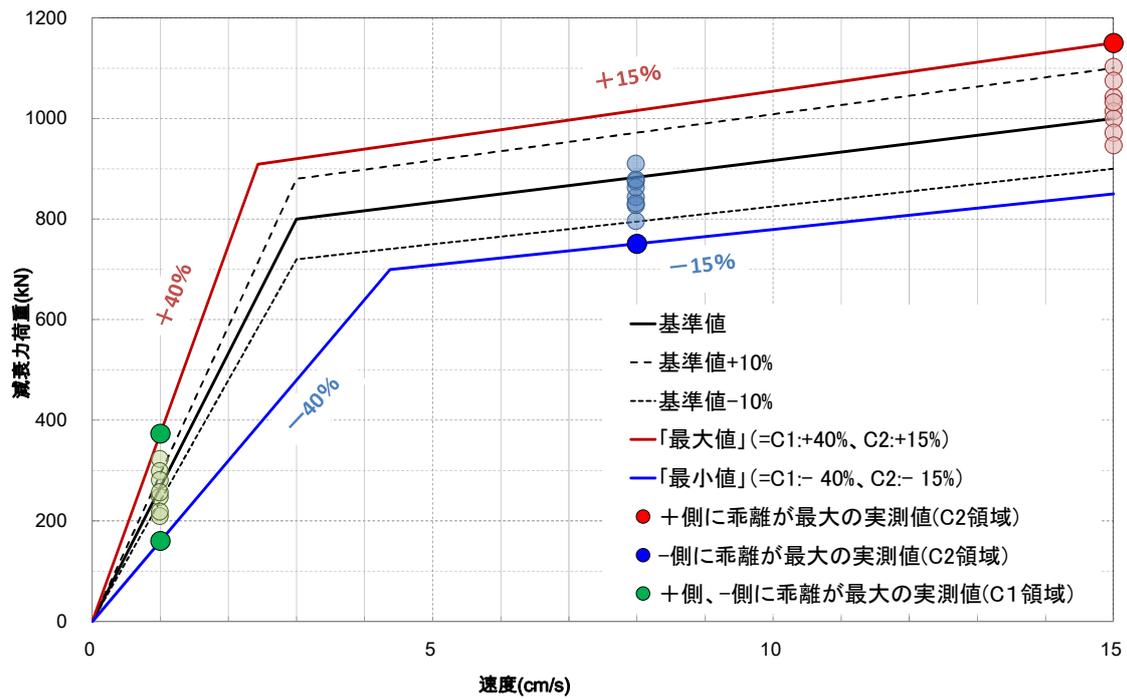


図1. 減衰力の特徴値(荷重-速度グラフ)の例

事務連絡

平成30年11月09日

各建築設計関係団体等の長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課

光陽精機(株)が製造し株川金コアテックが出荷した免震・制振ダンパーを用いた建築物の調査における当面の性能検証の方法について

日頃より、当課の建築指導行政の推進にご理解ご協力賜りありがとうございます。

さて、光陽精機(株)が製造し株川金コアテック（以下、「同社」という）が出荷した免震・制振オイルダンパーが顧客契約に不適合であった事案の発生を受け、当該事案に係る建築物については、年内を目途に、対象建築物の設計者等の関係者と協力して、速やかに免震・制振性能への影響の検証をし、第三者機関の確認を受けることを国土交通省から同社に指示したところです。

今般、当面の性能検証の方法を別紙のとおり定め、同社に送付しました。今後、同社から、設計者へ検証の依頼がされることとなりますので、貴団体におかれましては下記についてご承知おきいただくとともに、貴団体所属の関係する事業者、団体及び建築士に周知して頂きますようお願い申し上げます。

記

別紙においては、構造再計算の前提条件となるオイルダンパーのデータについて、顧客契約の内容に不適合なものについては判明している特性値を使用して、同社が、それぞれ物件ごとにデータ資料を作成することとしております。なお、本件に関し、全てのダンパーの検査値が判明しているとの報告を受けておりますので、検査値不明の場合の取り扱いについては記載しておりません。

同社には、別紙に基づきデータ資料を作成し、これを設計事務所等に提供して、検証を進めるよう指示しておりますので、同社から検証作業依頼等があった場合には、建築物の所有者、利用者等の安全安心の確保の観点からご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

光陽精機(株)が製造し(株)川金コアテックが出荷した免震ダンパー、制振ダンパー
を用いた建築物の調査における当面の安全性検証の方法について
【免震ダンパーの場合】

標記の性能検証方法については、以下の通りです。

これらと同等程度に免震・制振性能への影響を検証することができる方法を用いる場合を含め検証法について不明の点がありましたら、指定性能評価機関等にもご相談の上、随時、国土交通省住宅局建築指導課までお問い合わせください。

■検証すべきこと

極めて稀に発生する地震(レベル2)に対して倒壊・崩壊しないこと

■前提条件

- ・検証は、ダンパーの減衰係数が最大の場合及び最小の場合の2通りで行う(当初設計において、製造ばらつきにより減衰係数が最大になった場合と最小となった場合の2つのケースを想定して計算することに相当)。
- ・ダンパーの減衰力の特性値(減衰係数 $C1 \cdot C2$)は、個別のダンパーではなく、全てのダンパーが同じ値であると仮定した上での「最大値」、「最小値」を用いることを基本とする。これらの値は次のように定められ、物件ごとに(株)川金コアテックが算出してデータ資料として設計事務所等に提供する。

① ダンパーの特性値が判明しており、配置等が判明しているもの

当該配置を前提として各方向別、各層別にそれぞれ減衰力荷重の検討を行ってよい。

② ダンパーの特性値が判明しているが、配置等が不明なもの

- a. 「最大値」は、減衰力の特性を表す荷重-速度グラフにおいて、基準値(の荷重-速度グラフ)の減衰係数 $C1 \cdot C2$ をともに一定倍に、リリース速度 V_r をそのままにして、各ダンパーの減衰力荷重の全ての実測値((圧縮側+伸び側)/2とする)が上回ることはないように定められる、速度に応じた荷重値※とする。 ※ イメージは図1を参照

- b. 「最小値」は、減衰力の特性を表す荷重-速度グラフにおいて、基準値(の荷重-速度グラフ)の減衰係数 $C1 \cdot C2$ をともに一定倍に、リリース速度 V_r をそのままにして、各ダンパーの減衰力荷重の全ての実測値((圧縮側+伸び側)/2とする)が下回ることはないように定められる、速度に応じた荷重値※とする。 ※ イメージは図1を参照

- ・製造ばらつき以外の温度変化(及び経年変化)等のばらつきは、当初の設計条件のとおりとする。
- ・免震ダンパー以外の減衰材等については当初設計の値を用いることとするが、個別に検査値がある場合は当該検査値を用いてもよい。
- ・当初設計で考慮されていない特性は考慮しない。
- ・ダンパーの特性値が判明しており、当初設計で検討しているばらつきの範囲におさまる場合は、その時点でクライテリアを満たすこととしてよい。

■検証方法（クライテリア）

（1）時刻歴応答解析により設計されたもの

- ・入力地震動は性能評価業務方法書に定める「極めて稀に発生する地震動」とする。
- ・部材レベルの解析・検討はしなくてよい。

【上部構造】

- ・「層間変形角 1/100 以下」及び「層塑性率 2.0 以下」であることを確認する。

【免震層】（免震ダンパーが設置されているものについてのみ適用する）

- ・「擁壁等の周囲の構造物に衝突しないこと」を確認する。

（2）告示の計算により設計されたもの

【上部構造】

- ・免震層の層せん断力係数 C_{ro} について、当初設計時の値と今回計算した値との比を計算する。
- ・当初設計における部材の検定比の最小値を確認する。なお、検定比は弾性限界まで許容してもよい。
- ・これらを踏まえ、免震層の層せん断力係数 C_{ro} の増加割合が、当初設計における部材の余裕度の範囲に収まっていることを確認する。

【免震層】

- ・「擁壁等の周囲の構造物に衝突しないこと」を確認する。

■その他

以下のものは本検証の対象^{*}としなくてよい。

- ・改修工事にダンパーを用いたもので、建築確認若しくは計画通知にかかる審査を受けていないもの又は耐震改修法に基づく計画認定時に建築主事の同意を得ていないもの

※ まず第一に速やかに実施すべきものを示しているものであり、

- ・対象としなくてよいとした建築物についての本検証
- ・顧客との契約上のクライテリアに対する検証
- ・中地震に対して損傷しないことなど建築基準法の規定に適合することの検証

等は、該当物件に対する不安を払拭する観点からも、所有者等の意向に応じてなされるべきものであるため、念のため申し添える。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課

構造係長 中村 聡宏（内線 39-528）

技術調査係長 高橋 典晃（内線 39-525）

電話：03-5253-8111(代表)、03-5253-8514(直通)

FAX：03-5253-1630

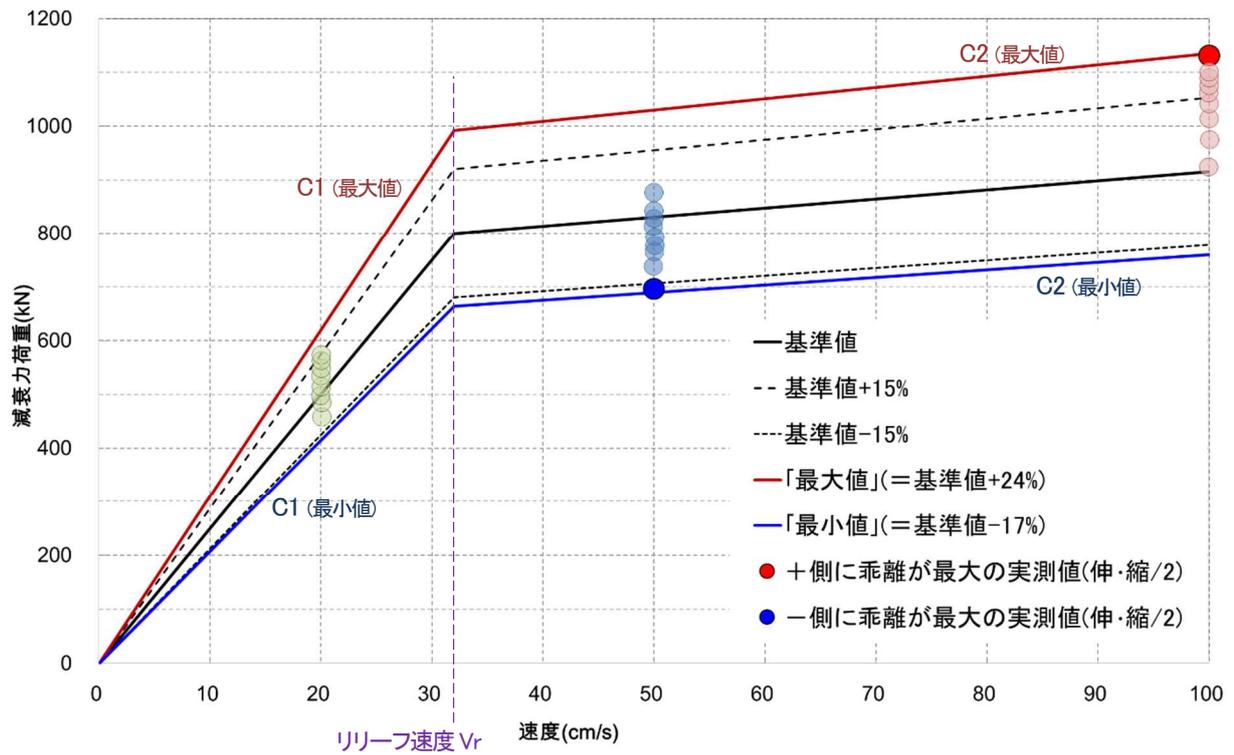


図1. 減衰力の特徴値(荷重-速度グラフ)の例

光陽精機(株)が製造し(株)川金コアテックが出荷した免震ダンパー、制振ダンパー
を用いた建築物の調査における当面の性能検証の方法について
【制振ダンパーの場合】

標記の性能検証方法については、以下の通りです。

これらと同等程度に免震・制振性能への影響を検証することができる方法を用いる場合を含め検証法について不明の点がありましたら、指定性能評価機関等にもご相談の上、随時、国土交通省住宅局建築指導課までお問い合わせください。

■検証すべきこと

極めて稀に発生する地震(レベル2)に対して倒壊・崩壊しないこと

■前提条件

- ・検証は、ダンパーの減衰係数が最大の場合及び最小の場合の2通りで行う(当初設計において、製造ばらつきにより減衰係数が最大になった場合と最小となった場合の2つのケースを想定して計算することに相当)。
- ・ダンパーの減衰力の特性値(減衰係数 $C1 \cdot C2$)は、個別のダンパーではなく、全てのダンパーが同じ値であると仮定した上での「最大値」、「最小値」を用いることを基本とする。これらの値は次のように定められ、物件ごとに(株)川金コアテックが算出してデータ資料として設計事務所等に提供する。

① ダンパーの特性値が判明しており、配置等が判明しているもの

当該配置を前提として各方向別、各層別にそれぞれ減衰力荷重の検討を行ってよい。

② ダンパーの特性値が判明しているが、配置等が不明なもの

- a. 「最大値」は、減衰力の特性を表す荷重-速度グラフにおいて、基準値(の荷重-速度グラフ)の減衰係数 $C1$ および $C2$ をそれぞれ一定倍し、各ダンパーの減衰力荷重の全ての実測値((圧縮側+伸び側) / 2とする)が上回ることはないように定められる、速度に応じた荷重値*とする。

※ イメージは図1を参照

- b. 「最小値」は、減衰力の特性を表す荷重-速度グラフにおいて、基準値(-の荷重-速度グラフ)の減衰係数 $C1$ および $C2$ をそれぞれ一定倍し、各ダンパーの減衰力荷重の全ての実測値((圧縮側+伸び側) / 2とする)が下回ることはないように定められる、速度に応じた荷重値*とする。

※ イメージは図1を参照

- ・製造ばらつき以外の温度変化(及び経年変化)等のばらつきは、当初の設計条件のとおりとする。
- ・制振ダンパー以外の制振装置等については当初設計の値を用いることとするが、個別に検査値がある場合は当該検査値を用いてもよい。
- ・当初設計で考慮されていない特性は考慮しない。
- ・ダンパーの特性値が判明しており、当初設計で検討しているばらつきの範囲におさまる場合は、その時点でクライテリアを満たすこととしてよい。

■ 検証方法（クライテリア）

○ 時刻歴応答解析により設計されたもの

- ・ 入力地震動は性能評価業務方法書に定める「極めて稀に発生する地震動」とする。
- ・ 部材レベルの解析・検討はしなくてよい。

【上部構造】

- ・ 「層間変形角 1/100 以下」及び「層塑性率 2.0 以下」であることを確認する。

■ その他

以下のものは本検証の対象※としなくてよい。

- ・ 上記(時刻歴)以外の構造計算により建築されたもの(ルート3で設計され付加的に制振ダンパーが設置されたものなど)
- ・ 改修工事にダンパーを用いたもので、建築確認若しくは計画通知にかかる審査を受けていないもの又は耐震改修法に基づく計画認定時に建築主事の同意を得ていないもの

※ まず第一に速やかに実施すべきものを示しているものであり、

- ・ 対象としなくてよいとした建築物についての本検証
- ・ 顧客との契約上のクライテリアに対する検証
- ・ 中地震に対して損傷しないことなど建築基準法の規定に適合することの検証

等は、該当物件に対する不安を払拭する観点からも、所有者等の意向に応じてなされるべきものであるので、念のため申し添える。

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課

構造係長

中村 聡宏（内線 39-528）

技術調査係長

高橋 典晃（内線 39-525）

電話：03-5253-8111(代表)、03-5253-8514(直通)

FAX：03-5253-1630

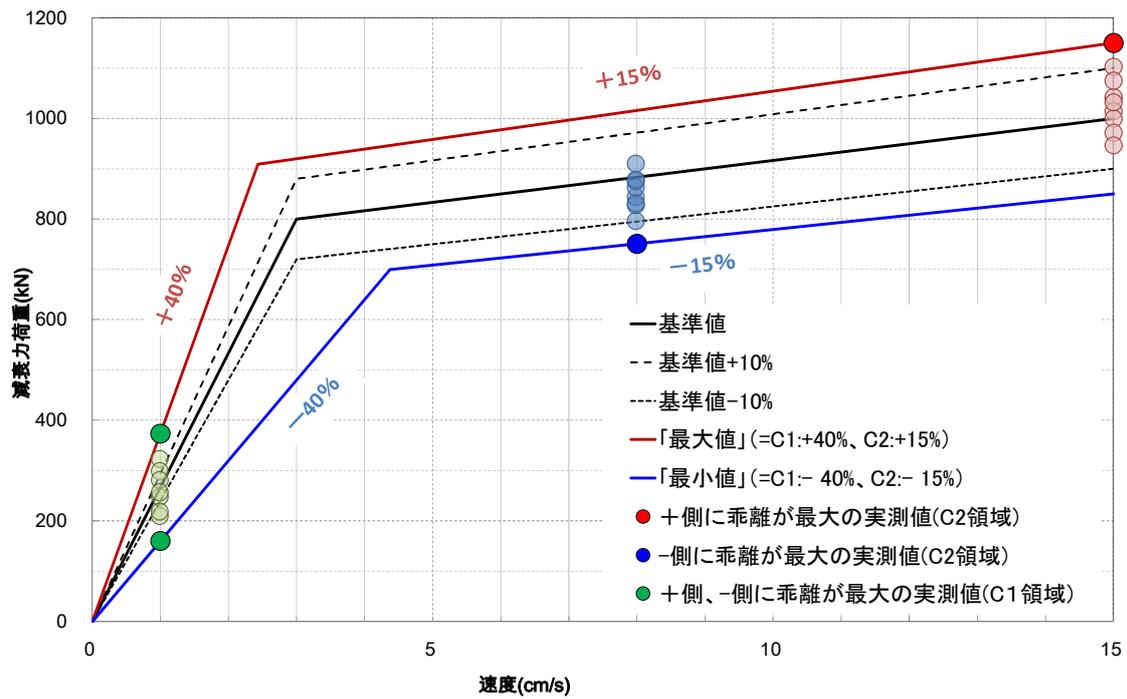


図1. 減衰力の特徴値(荷重-速度グラフ)の例



平成 30 年 10 月 23 日
住宅局建築指導課・住宅生産課

光陽精機(株)が製造し(株)川金コアテックが出荷する 免震・制振用ダンパーの試験値書換えについて

- 10月21日に、光陽精機(株)、(株)川金コアテック及び(株)川金ホールディングスより、
- ・光陽精機(株)が製造し(株)川金コアテックが出荷する、顧客との契約内容に適合しない免震・制振オイルダンパー※1が、93件の教育施設、事務所等に設置されている(大臣認定への不適合はないとのことです。)
 - ・顧客との契約内容に適合しない製品について、早急に顧客の意向を踏まえ交換等対応する方針である
- との報告がありました。
- 国土交通省は、同社に対し、所有者等関係者への丁寧な説明、免震・制振性能への影響の確認、是正の迅速な実施、徹底した原因究明及び再発防止策の報告、出荷製品の品質確保、相談窓口の設置を指示しました。

※1 免震オイルダンパーは、地震時の積層ゴム等の支承の揺れを抑えるために設置。制振オイルダンパーは、地震時の躯体の揺れを抑えるために設置。

1. 事案概要

国土交通省は、光陽精機(株)、(株)川金コアテック及び(株)川金ホールディングス※2より、光陽精機(株)が製造し(株)川金コアテックが出荷する免震・制振オイルダンパーの一部に関し、顧客との契約内容に適合しないものとなっているとの報告を10月21日に受け、以下の事実関係を把握しました。

※2 光陽精機(株)及び(株)川金コアテックが連名で、本事案に係るオイルダンパーの大臣認定を取得。製造は、光陽精機(株)が行っている。両社は(株)川金ホールディングスの子会社。

- ・ 同社は、10月16日に公表されたKYB(株)及びカヤバシステムマシナリー(株)による大臣認定等不適合事案を踏まえ、社内調査を行った結果、不適合事案が判明したこと。
- ・ 不適合があったのは、オイルダンパー(別紙の表1)のうち、平成17年2月から平成30年9月までに出荷したもの。出荷先は93件(別紙の表2)の教育施設、事務所等(別紙の表3)。
- ・ 不適合の内容は、オイルダンパーの減衰力性能の基準値からの乖離値が、顧客との契約において許容されている値(±10%以内等)の内容よりも大きいこと。
- ・ 免震については、大臣認定において許容されている値(±15%以内)の内容には適合しており、制振については、大臣認定に係る製品はないこと。
- ・ 顧客との契約内容に適合しない乖離値の製品について、検査データを顧客との契約において許容されている値に書き換えて出荷していたこと。
- ・ 不適合製品が設置された建築物について、同社から設計事務所に、免震・制振性能への影響の検証を依頼し、結果について第三者機関の確認を早急に得ることとしていること。
- ・ 同社は、顧客との契約内容に不適合な製品について、顧客の意向を踏まえ、対応する方針であること。

2. 国土交通省の対応

(1) 光陽精機(株)及び(株)川金コアテックへの対応

国土交通省は、本日、2社の代表取締役社長に対し、所有者の安心確保のために、全責任を持って、オイルダンパーの交換その他必要な対策を、最後の1棟、1本まで速やかに遂行するという姿勢に基づき、以下の対応を行うよう住宅局長名の指示書を交付しました。(別添)

① 所有者等関係者への丁寧な説明

- ・所有者等関係者に対して、事案について丁寧に説明するとともに、是正方法、体制、スケジュールなど是正の具体的な方針を示すこと。

② 免震・制振性能への影響の検証

- ・年内を目途に、対象建築物の設計者等の関係者と協力して、速やかに免震・制振性能への影響を検証し、第三者機関の確認を受けること。

③ 交換等の迅速な実施

- ・顧客の意向を踏まえ、誠意をもって交換等の対応を行うこと。
- ・交換等の実施にあたっては、所有者等と調整の上、交換等計画を策定し、国土交通省に報告を行うこと。

④ 徹底した原因究明及び再発防止策の報告

- ・品質管理方法に関して徹底した原因究明のもとに、再発を防止するための改善策をとりまとめ、国土交通省に報告し、当該報告に基づき必要な改善策を講じること。

⑤ 出荷製品の品質確保

- ・交換用の製品を含め、今後出荷するダンパーが顧客との契約に規定された性能を有しているものであることについて、性能確認試験を第三者による全数立会のもとで行うこと。なお、国土交通省は、同社からの改善状況の報告を受け、品質管理方法が適正なものに改善されたと判断するまでは本措置を継続することとする。

⑥ 相談窓口の設置

- ・相談窓口を設置し、所有者等関係者の意向を十分に把握し、誠意を持って真摯に対応すること。

(2) 関係特定行政庁への依頼

国土交通省は、関係特定行政庁等に対し、免震・制振性能への影響の検証結果に関する同社からの報告に基づき、建築基準法への適合等^{※3}の確認、必要な指導を行うよう依頼。

※3 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能評価を受けている共同住宅等については、当該住宅性能評価の結果に影響が生じる場合もあります。

(3) 他の事業者に対する緊急調査

光陽精機(株)、(株)川金コアテック及び(株)川金ホールディングスからの報告を受け、国土交通省は、免震ダンパー等の大臣認定取得事業者88社に求めていた同種の不適合事案の有無の年内を期限として報告を求めていた事項のうち、前倒しして、まずは社内調査結果について今週中に報告するよう依頼しました。

3. 相談窓口

(1) 光陽精機(株)及び(株)川金コアテックにおいて、以下の窓口が設置されています。

【お客様相談窓口】

株式会社川金コアテック・光陽精機株式会社合同

「免震・制振用オイルダンパーお客様ご相談窓口」

電話番号 048-259-1154

(2) (株)川金ホールディングスにおいて、以下の報道機関窓口が設置されています。

【報道機関窓口】

株式会社川金ホールディングス

「免震・制振用オイルダンパー報道機関窓口」

電話番号 048-299-8833

(3) 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター(愛称:住まいるダイヤル)に次の消費者相談窓口を設置しています。

【消費者相談窓口】

電話番号 0570-016-100

PHS や一部の IP 電話からは 03-3556-5147

受付時間 10:00-17:00(土日、祝休日、年末年始を除く)

(問い合わせ先)

■建築基準法 に関すること

国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 菅原 (内線 39-564)

技術調査係長 高橋 (内線 39-525)

代表 03-5253-8111 夜間直通 03-5253-8513 FAX 03-5253-1630

■住宅の品質確保の促進等に関する法律 に関すること

国土交通省住宅局住宅生産課 課長補佐 鹿島 (内線 39-453)

性能係長 田窪 (内線 39-421)

代表 03-5253-8111 夜間直通 03-5253-8510 FAX 03-5253-1629

表 1：検査データ書き換えによる顧客との契約内容に不適合な製品の認定番号等

	同社の製品の型式等	大臣認定番号
免震	KYM1000kN	MVBR-0511
制振	CBL ID002-08号、CBL ID001-04号、CBL ID001-06号、 CBL ID004-11号	大臣認定なし

表 2：検査データ書き換えによる顧客との契約内容に不適合な製品に係る物件数

免震ダンパー	4
制震ダンパー	89
合計	93

表 3：検査データ書き換えによる顧客との契約内容に不適合な製品の出荷先

【免震（都道府県別物件数）】

都道府県	件数
東京都	2
大阪府	2
合計	4

【免震（用途別物件数）】

用途	件数
倉庫	2
病院	1
学校	1
合計	4

【制振（都道府県別物件数）】

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
北海道	2	東京都	24	愛知県	3	愛媛県	4
青森県	2	神奈川県	3	滋賀県	2	高知県	1
宮城県	1	新潟県	1	大阪府	7	福岡県	1
秋田県	2	石川県	1	兵庫県	4	熊本県	3
茨城県	3	福井県	1	岡山県	1	沖縄県	1
埼玉県	14	長野県	1	徳島県	2	合計	89
千葉県	1	静岡県	3	香川県	1		

【制振（用途別物件数）】

用途	件数	用途	件数
教育施設	30	工場	4
事務所	16	宿泊施設	2
庁舎	13	スポーツ施設	2
住宅	10	その他	5
複合施設	7	合計	89

(別添)

国住指第2391号
平成30年10月23日

株式会社川金コアテック
代表取締役社長 鈴木信吉 殿
光陽精機株式会社
代表取締役社長 鈴木信吉 殿

国土交通省住宅局長
石田 優

光陽精機（株）が製造し(株)川金コアテックが出荷する免震・制振用
ダンパーの試験値書換えへの対応について

貴社より、顧客との契約内容に適合しない免震・制振オイルダンパーについて、検査データを書き換えて出荷していた旨の報告があった。

かかる事案は、建築物の所有者や使用者等に不安を与え、かつ、建築物の安全・安心に対する国民の信頼を揺るがす行為であり、極めて遺憾である。

については、所有者の安心確保のために、貴社が全責任を持って、オイルダンパーの交換その他必要な対策を、最後の1棟、1本まで速やかに遂行するという姿勢に基づき、以下の対応を求める。

①所有者等関係者への丁寧な説明

- ・所有者等関係者に対して、事案について丁寧に説明するとともに、是正方法、体制、スケジュールなど是正の具体的な方針を示すこと。

②免震・制振性能への影響の検証

- ・年内を目途に、対象建築物の設計者等の関係者と協力して、速やかに免震・制振性能への影響を検証し、第三者機関の確認を受けること。

③交換等の迅速な実施

- ・顧客の意向を踏まえ、誠意をもって交換等の対応を行うこと。
- ・交換等の実施にあたっては、所有者等と調整の上、交換等計画を策定し、国土交通省に報告を行うこと。

④徹底した原因究明及び再発防止策の報告

- ・品質管理方法に関して徹底した原因究明のもとに、再発を防止するための改善策をとりまとめ、国土交通省に報告し、当該報告に基づき必要な改善策を講じること。

⑤出荷製品の品質確保

- ・交換用の製品を含め、今後出荷するダンパーが顧客との契約に規定された性能を有しているものであることについて、性能確認試験を第三者による全数立会のもとで行うこと。なお、国土交通省は、同社からの改善状況の報告を受け、品質管理方法が適正なものに改善されたと判断するまでは本措置を継続することとする。

⑥相談窓口の設置

- ・相談窓口を設置し、所有者等関係者の意向を十分に把握し、誠意を持って真摯に対応すること。

事務連絡
平成30年10月31日

KYB株式会社
代表取締役会長兼社長執行役員 中島 康輔 殿
カヤバシステムマシナリー株式会社
代表取締役社長執行役員 廣門 茂喜 殿

国土交通省住宅局建築指導課

免震・制振オイルダンパーの大臣認定不適合等に関する所有者等関係者への
説明体制の強化について

先般、平成30年10月16日付け国住指第2302号で、国土交通省住宅局長から貴社に対して指示をした所有者等関係者への丁寧な説明が十分に進んでおらず、不特定多数の者が利用する施設についての物件名公表に向けた所有者等への意向確認も進んでいないことから、下記のとおり体制の充実等を図るようお願いする。

記

第1 所有者等関係者への説明体制の充実

1. 進捗管理の総括責任者の設定

貴社において、対象物件に係る所有者等へ説明、物件名公表に向けた協議、構造安全性の検証等の進捗状況の管理や、課題等に関する国土交通省との連絡調整を担う総括責任者を設定すること。

2. 説明体制の充実

所有者等関係者への説明に当たっては、所有者との橋渡し役となる建設会社、不動産会社毎の担当グループを設定するとともに、対象物件毎の進捗管理の担当者を決め、構造安全性の検証のためのデータ提供等を行う技術部門と十分に連携し、迅速かつ網羅的に所有者等関係者への丁寧な説明を進めること。

第2 個別物件毎の進捗管理表の作成

貴社において、対象物件毎の物件データ・進捗状況から成る進捗管理表（別紙1参照）を作成し、日々、国土交通省と情報共有を行うこと。

併せて、同表について、建設会社毎の物件の進捗管理状況、物件用途毎の進捗管理状況の把握など、多角的に分析（別紙2参照）を行い、課題を把握し、国土交通省とも情報共有を行うこと。

第3 目標設定と進捗管理

上記の進捗管理表に係る進捗プロセスごとに、目標時期を設定し、体制を機動的に対応・強化するなど、目標達成に向けて進捗管理を行うこと。

* 構造安全性の確認については、年内を目途に、全てにおいて検証を終え、第三者機関の確認を受けることを目標とすること。

K Y B (株) 等による免震・制振オイルダンパー関係の説明状況

○所有者等関係者への説明状況

・納入先の建設会社 122 社のうち●社に連絡済み。

・対象物件数 983^{*}件のうち、●件の所有者等関係者に説明ができ、うち●件について公表。^{*}物件調査を進めていく中で、事実誤認が判明し 987 件から 4 件減少

(1) 建設会社毎での物件の進捗等の状況は、以下のとおり

建設会社名	件数	所有者等関係者への説明(件数)	公表合意(件数)
...			
合計			

(2) 用途毎の進捗管理状況は、以下のとおり

【免震】 900 件(上記の理由に加えて、物件用途の誤認もあり、用途毎の件数も変更)

用途	件数	所有者等関係者への説明(件数)	公表合意(件数)
...			
合計			

【制振】 83 件

用途	件数	所有者等関係者への説明(件数)	公表合意(件数)
...			
合計			